

川越市広報紙広告掲載業務仕様書

1 件名

令和8年度川越市広報紙広告掲載業務

2 広報紙の概要

(1) 名称

広報川越（令和8年5月号～令和9年4月号の12回）

(2) 規格

A4版、月平均24ページ

発行部数174,000部程度

表紙・裏表紙：4色、その他2色刷り

(3) 発行頻度・発行日

月1回・毎月1日（臨時号等は除く）

(4) 配布期間

原則発行日前月の23日頃から28日まで

(5) 配布エリア

市内全世帯及び市内の公共施設、鉄道各駅（8駅）など

(6) 配布方法

配布業者による各世帯への全戸配布及びその他各公共施設等への配達

3 広告代理店が行う業務の内容

(1) 広報紙に掲載する有料広告の広告主の募集・審査等に関する業務

(2) 広告の案の作成、修正、市へのデータ提出等の業務

(3) その他市長が指示する業務

4 広告の枠数、サイズ、掲載場所、掲載期間等

(1) 枠数

1号あたり4枠または5枠（2色：3枠、4色：原則2枠とし、2枠を結合する場合は1枠として扱う）。

(2) サイズ

2色：縦51mm×横177mmを1枠とし、1枠を均等に2分割、3分割とすることも可能。

4色：縦51mm×横177mmを1枠とし、1枠を均等に2分割、3分割とする

ことも可能。また、2枠を結合する場合は、縦102mm×横177mmを1枠とし、1枠を2分割、3分割とすることも可能。

(3) 掲載場所

- ・2色は広報紙「催し・募集」の最下段または下2段に掲載する。
※記事量に応じて変更の場合あり
- ・4色は広報紙裏表紙（最終頁）の下2段に掲載する。
※3月号は裏表紙ではなく中面での掲載となる

(4) 掲載期間

毎月発行する定期発行号とし、広告主の申し出に応じ、複数号の申し込み及び掲載を認めることとする。

(5) その他

- ・広告を掲載する場所については、広報室と協議の上決定すること。
- ・掲載する広告業者、内容については、「広報川越」という川越市の顔というべき広報媒体であることから、発行元である市と協議し、了解をとること。
- ・掲載する広告業者は、市内に本社・本店または支店、営業所を有する事業者、団体等を優先とする。ただし、広告内容が市内で開催される行事等の場合はこの限りではない。
- ・広報紙の性格を考慮し、地域性及び公共性の高い者の広告を掲載するよう努めること。
- ・広告の枠内の上部に縦5mm×横10mm以上の大さで**広告**と表示すること（ゴシック体、太字）。
- ・広告には、内容についての問い合わせ先を必ず表示すること。
- ・市が広告枠数を追加する場合には、協議の上、対応すること。

5 広告の掲載基準

- ・川越市広告掲載に関する要綱、川越市広告掲載基準、川越市広報紙広告取扱要領を遵守すること。
- ・医療広告においては、厚生労働省の医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に関する広告等に関する指針（医療広告ガイドライン）及び川越市保健所等からの指導を遵守すること。

6 広告掲載の手続き

- (1) 広告を掲載するときは、掲載を希望する広報紙発行日の2か月前の15日（土・日曜日、祝・休日の場合は翌営業日）までに、広告案を提出し、承認

を受けること。

- (2) 広告案が承認されたときは、承認された広告案の完全データ（画像のファイル形式は、原則「AI」、「PSD」及び「PDF」形式とする。Illustrator及びPhotoshopのデータはCMYKカラーで作成、文字はアウトライン化すること。IllustratorのデータはPDF互換ファイルであること。PDFのデータはCMYKカラーで作成し、文字はアウトライン化するかフォントを埋めこむこと。2色刷りの色については市が別途指定する）で広報室へ提出すること。
- (3) 令和8年5月号の提出期限については、市が別途指定する。

7 広告掲載料の納付

広告代理店は、市が指定する方法（納付書払いや口座振込等）で2回払いとし、次の期日までに納付するものとする。なお、口座振込に係る手数料は広告代理店が負担するものとする。

前期 令和8年4月30日

後期 令和8年11月2日

8 特記事項

- (1) 掲載された全ての広告の一切の責任は、広告代理店が負うものとする。
- (2) 広告を審査した結果、広告掲載不可となった場合、広告主に対する広告掲載不可の説明等については、広告代理店が誠意をもって行うものとする。
- (3) 市が指定する期日までに広告原稿の入稿が間に合わず掲載できなかった場合でも、広告掲載料を市へ納入すること。また、すでに市へ納入済みの場合でも、原則として返還は行わない。
- (4) 広告の市ホームページ等インターネット媒体への掲載は行わない。
- (5) 広告の追加掲載があった場合には、広告掲載料を別途市に支払うものとする。
- (6) 広告募集については、行政広報の公益的な性格から市に納入する広告掲載料を十分考慮の上適正な価格で販売し、市から販売価格開示の求めがあった場合は報告すること。
- (7) 契約後、広告枠（2色及び4色）1枠当たりの単価が確認できる資料を市に提出すること。
- (8) 本件業務は、本市の令和8年度の広報川越発行に係る当初予算の成立及び印刷業者の決定が前提であり、予算が成立しなかった場合には、本件業務の全部または一部を実施しないものとし、広告代理店及び広告主はこれによつ

て生じた損害の賠償を市に請求することはできないものとする。

9 その他

本仕様書に明記されていないことについては、別途協議により定めるものとする。